

## 第10回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和4年2月22日 火曜日 午後3時00分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 船びき網漁業（さより2そうびき）の許可等の取扱方針の一部改正について
- ② 固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正について
- ③ 知事許可漁業の更新について（小型底びき網漁業・固定式刺し網漁業）
  - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
  - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ④ 石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について
- ⑤ 近年のブリの資源状況と漁況について
- ⑥ 1月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年2月16日

### 3. 出席者

出席委員（12名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	橋本 勝寿

欠席委員（3名）

杉野 哲也、中村 明子、中 浩二

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、島田主任技師  
水産総合センター 白石主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 船びき網漁業（さより2そうびき）の許可等の取扱方針の一部改正について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

(資料1参照)

(2) 固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

(資料2参照)

- (3) 知事許可漁業の更新について（小型底びき網漁業・固定式刺し網漁業）
- ①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料3参照）
  - ②許可等の取扱方針の制定について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。  
(資料4-1～4-2参照)
- (4) 石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について  
事務局からの説明を受け、一部改正を承認した。（資料5参照）
- (5) 近年のブリの資源状況と漁況について  
水産総合センターから説明を受けた。（資料6参照）
- (6) 1月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。（資料7参照）
- (4) その他

6. 委員会終了時間 午後3時40分

第10回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第10回石川海区漁業調整委員会を開催します。
- また、本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえまして、開催日を一週間遅らせることとしましたが、大変な天気になってしまいまして、誠にすみませんでした。
- 足元の悪い中、出席いただきまして、ありがとうございます。
- なお、本日は、杉野委員、中村明子委員、中委員から欠席の連絡を受けております。
- それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 今ほど、事務局から説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、開催日時を変更させていただきました。委員の皆様には、日程調整等、ありがとうございます。
- このような状況でありますので、審議は尽くさなければなりません。スムーズな議事の進行に努めますので、どうかよろしくお願いいたします。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。
- 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
- 最初に次第、次に資料-1「さより船びき網漁業の許可等の取扱方針の一部改正について」、資料-2「固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正について」、資料-3「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料4-1「七尾湾における小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝けた網）の許可等の取扱方針」、資料4-2「固定式刺し網漁業の許可等の取扱方針」、資料-5「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について」、資料-6「近年のブリの資源動向と漁況について」、資料-7「1月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。
- 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。
- それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を坂下委員と角屋委員にお願いします。
- [ 両委員 了承 ]
- 稲 村 会 長 | では、議題1の「船びき網漁業（さより2そうびき）の許可等の取扱方針の一部改正」について、説明をお願いします。
- 島 田 主 任 技 師 | 水産課の島田です。

それでは、1ページの資料1をご覧ください。

さより船びき網漁業の許可等の取扱方針の一部改正について説明させていただきます。

資料の1ページにありますように、令和4年1月17日付けで石川県漁業協同組合小木支所運営委員長から要望がございました。なお、要望書につきましては、12ページに付けております。

さより船びき網漁業については、当該支所内浦出張所組合員から、組織改正ということで、昨年4月の合併を契機に経営の安定化のために、小木支所の沖合区域も含んだ小木支所と同様の操業区域に変更してほしいとの要望がありました。

水産課としては、

①要望する該当船が2組、4隻と少ないうえ、12月1日から12月31日は自主的に休漁することで、資源に配慮しながら操業するため、資源保護上の問題は無いこと

②関係漁業者である小木支所内からの了解も得られており漁業調整上の問題は無いこと

から認めることとしたいと考えております。

改正の中身については、非常にシンプルになるのですが、現行の操業区域であるすず、内浦と書いてあるものが、改正後は、すず支所は変わりませんが、内浦につきましては、小木支所と同じになります

資料の2ページには、操業区域図を示しておりますが、元々の操業区域は図の上の方になっておりますが、今回の変更に伴いまして、内浦は、小木と同様の操業区域ということで、図の下に改定となっております。

次の3～4ページには新旧対照表、5ページ目以降は取扱方針の改正内容となっております。

以上で、さより船びき網漁業の許可等の取扱方針の一部改正について説明させていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、船びき網漁業（さより2そうびき）の許可等の取扱方針の一部改正については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題2の「固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正」について、説明をお願いします。

それでは、13ページの資料2、固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正についてと書いてあるものをご覧ください。

こちらは、令和4年1月11日付けで石川県漁業協同組合加賀支所運営委員長からの要望ということで、19ページに要望書を付けております。

この件につきましては、要望書の方を読み上げたいと思います。

加賀支所の委員長名で、要望書がありまして、当支所に所属する固定式刺し網漁業（のどぐろ）許可を有する組合員13隻は5トン未満の漁船で、7月から9月まで操業しています。

今般、当該組合員から、現行許可の区域は狭いことや操業時間の制限により、網が重なる等のトラブルがあるため、余裕をもって操業したいとのことから、現行の許可の内容のうち、ごち網漁業者に配慮して、7月～8月にかけて一部制限されている区域の拡大と限定されている網の敷設時間の廃止の要望がありました。

関係するごち網漁業者と協議した結果、操業区域の拡大と網の敷設時間の廃止の了解を得たほか、操業時間は日の出又は日の入りの1日1回に短くすることや網目を75ミリ以上から90ミリ以上に網目を大きくして資源の持続的な利用を図ることから、漁業調整上及び資源保護上に問題ないと考えておりますので、ご検討ください。

という内容になっております。

資料の13ページをもう一度見ていただきたいのですが、今のような要望書の中身の話で、水産課としては、

- ①現行の規制以上に網目を拡大するなど、資源保護上の問題は無いこと
  - ②関係漁業者からの了解も得られており漁業調整上の問題は無いこと
- から認めることとしたいと考えております。

現行の許可の取扱方針については、

まず、操業区域については、7月1日から8月9日までと書いていたものを削除し、漁具等の制限は、網目は75mm以上（5節以下）を網目は90mm以上に変更します。

また、網の敷設時間については、「投網開始は午後4時以降とし、同日午後10時までに揚網を完了しなければならない」を削除します。

資料15ページには新旧対照表、16ページ以降は許可の取扱方針の改正部分となっております。

なお、この後、固定式刺し網の許可の更新のための取扱方針の制定がありますが、内容については、今回の変更を踏まえたもの

になっています。

以上で、固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可等の取扱方針の一部改正については、了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題3の「知事許可漁業の更新（小型底びき網漁業・固定式刺し網漁業）」について、

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大内局次長

事務局より先に20ページの資料3の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

小柳専門員

水産課の小柳です。

事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。資料3の21ページから25ページの制限措置の公示案をご覧ください。また、資料4-1と4-2に続きます許可の取扱方針についてもあわせてご覧ください。

まずは、資料3の21ページから25ページの制限措置です。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可の種類は、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝桁網）、固定式刺し網漁業（雑魚類）、固定式刺し網漁業（たちうお）、固定式刺し網漁業（めばる類）、固定式刺し網漁業（かれい類）、固定式刺し網漁業（にぎす）、固定式刺し網漁業（のどぐろ）の7つです。

まず、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝桁網）の許可については、昨年開催された海区漁業調整委員会において制限措置および取扱方針の内容についてご審議いただいております。今回ご審議いただくのは資料のグレーに塗ってある「許可をすべき数」のみで、18件とします。この許可については資源状況を見ながら

の操業となるため、これまでと同様に有効期間は1年にします。

続いて固定式刺し網漁業です。こちらについてはグレーに塗ってあります許可すべき数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数、これに加えて固定式刺し網漁業（のどぐろ）については、先ほど島田から説明いたしました操業区域が今回ご審議頂く内容です。一番左、許可すべき漁業者の数については、下の段の括弧に示されているのが許可すべき数のうち遊休許可の名簿管理の数になります。

固定式刺し網漁業の許可については、数が多いので、上から順に関係支所と、許可すべき数を読み上げていきます。

まず、固定式刺し網漁業（雑魚類）について

- ・加賀支所他 7 3
- ・金沢支所他 2 7
- ・押水支所他 6 9
- ・福浦港支所他 5 4
- ・輪島支所 3 5
- ・すず支所他 1 1 1
- ・小木支所他 7 1
- ・穴水支所他 6 8

次に、固定式刺し網漁業（たちうお）について

- ・加賀支所他 1 6
- ・金沢支所他 1 1
- ・押水支所他 7
- ・福浦港支所他 1 6
- ・門前支所他 8 7
- ・西海支所 0、こちらは現在許可はありませんが、申請が上がってきたときに許可できるように公示してあるものです。

続いてめばる類

- ・福浦港支所他 8 9
- ・同じく福浦港支所他で船舶の総トン数が5トン以上20トン未満のもの 1 2
- ・輪島支所 1 1 3

続いてかれい類

- ・福浦港支所他 7
- ・すず支所他 9

続いてにぎすは

- ・内浦支所他 1 8

最後にのどぐろについては、

・加賀支所 13

となっており、先ほど島田からご説明いたしました操業区域についても記載の通り改正されたものとなっております。

なお、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝桁網）、固定式刺し網漁業とも、申請すべき期間は令和4年2月22日から3月22日までとします。

併せて、資料の4については、許可の取扱方針になっていきます。資料4-1は小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝桁網）です。こちらは、先ほどご説明いたしました通り、制限措置の許可すべき隻数を更新した以外は、従来の取扱方針と内容は変わっていません。また、資料4-2は固定式刺し網漁業です。こちらも制限措置の許可すべき隻数とのどぐろの操業区域を改めた以外は従来の取扱方針と内容は変わっていません。

以上、資料3の制限措置の公示、資料4の許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

川島委員 先ほどののどぐろの件なのですが、14ページ的美川の所に線が引いてありますが、この線より北側はやらないということですか。

島田主任技師 資料の14ページを見てもらえればいいのですが、手取川河口から315度の線が引いてありますが、北東側は元々操業区域ではないので、操業は、この線から南側の水深135メートル以浅の海域ということになります。

川島委員 わかりました。

稲村会長 他に、ございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 なければ、知事から諮問の、①の制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長 また、②の許可等の取扱方針の制定については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]



稲 村 会 長

では次に、議題4の「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」について事務局から説明をお願いします。

大 内 局 次 長

52ページの資料5をご覧ください。

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について説明します。

この条例施行規程は、1のとおり、委員会が所管する手続等を、情報通信の技術を利用する方法、すなわち電子申請を行う場合において定める規程です。

この規程につきましては、昨年4月の委員会で国からの押印廃止とオンライン化の推進を受け、保有個人情報の開示請求をこれまでの紙による申請からインターネットでも申請できるようになった旨を説明しまして、令和3年5月7日に、この規程の一部を改正したところです。

今回、この規程の一部を改正する理由につきましては、2に記載しておりますとおり、石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正を受けまして、令和4年4月1日以降は、保有個人情報の開示請求の電子申請につきましては、電子収納における決済方法が可能ということで、VISAやJCB等のカード決済ができるというものです。

それでは、石川海区漁業調整委員会規程第2号の改正について読み上げます。

[資料5 石川海区漁業調整委員会規程第2号を読み上げ]

説明は以上です。当該条例施行規程の一部を改正について、ご審議の程、お願いします。

稲 村 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

なければ、「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

では次に、議題5の「近年のブリの資源動向と漁況」について、水産総合センターより説明をお願いします。

白 石 主 任 技 師

水産総合センターの白石です。

近年のブリの資源動向と漁況について、報告します。この写真は宇出津での寒ブリの水揚の様子です。

まず、ブリ資源の状況を説明します。

ブリは、国の研究機関である水産研究・教育機構によって資源評価が行われています。

全国の漁法別・銘柄別漁獲量と平均体重のデータをもとに資源尾数と資源重量を推定しています。

これが、推定された年齢別の資源尾数の動向です。2009年以降、高水準を維持していましたが、2015年以降は新たに生まれて加入する尾数が減少している影響で、近年は減少傾向にあります。

そのため、近年は、資源水準は高位ですが、動向としては減少傾向にあると評価されています。

次に2021年の県内のブリの漁況を報告します。

これは、県内のコゾクラ、フクラギ、ガンド、ブリを合わせたブリ類の漁獲量を漁法別に示したものです。本県での漁獲のほとんどを占める定置網とまき網の漁獲量の推移は類似しており、2014年まで増加し、その後、減少傾向となっています。2021年は、まき網がガンドを多く漁獲したことで前年より漁獲量が増えた一方、定置網は全銘柄が低調で前年より減少しました。

銘柄別に見ると、コゾクラ以外の全ての銘柄で、増加傾向が2010年代半ばまで続き、その後、減少する動向を示しています。また、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量の増減が同様の傾向を示しており、相関が見られます。

水産総合センターでは、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量との間に相関が見られることに注目し、この関係を用いて11～3月に漁獲される寒ブリの漁獲量の予測を試みました。

その結果から、昨年10月に今漁期の漁獲量は330トンで、前年、過去5年平均をともに下回ると予報しました。

1月31日現在の漁獲量が216トンであり、同時期の前年の527トン、過去5年平均の349トンをともに下回っており、漁況の傾向は予測通りに推移しています。

ちなみに、2月20日までの漁獲量は231トンであり、不漁だった2019年漁期全体の漁獲量はすでに越えており、漁期の前半に懸念されたほどの不漁とはなりませんでした。

また、今漁期は、11～12月の漁獲量が非常に少なかったですが、1月以降、まとまった水揚が見られるようになりました。

これまでの説明をまとめます。

現在、ブリの資源水準は「高位」ですが、動向は「減少」と評価されています。

県内の今漁期の漁況は、前年・過去5年平均をともに下回っており、これは、水産総合センターが11月に発表した水揚量予測の結果と一致しています。

今漁期は、11～12月が低調でしたが、1月にまとまった水揚が見られるようになり、持ち直しました。現時点で、2019年を上回る水揚となっています。

最後に例年より本格的な水揚の時期が遅れたことについて、考えられる原因を紹介します。

これは、海況モデルで計算した11月1日の水深100mの水温について、2021年と過去5年平均とを比較した図です。

2021年の方が水温の高い海域を赤、低い海域を青で示しています。

例年、寒ブリが南下を始める時期に日本海北部の水温が高めだったことが分かります。このことから、11～12月が低調だったのは、日本海北部の水温が下がらず、寒ブリの南下が遅れたことが原因のひとつと考えられます。

これで説明を終わります。

稲村会長

ただいま水産総合センターより説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

では次に、議題6「1月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

小柳専門員

それでは、1月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、61ページの資料7になります。

[資料-7に基づき説明]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

それでは、「その他」で何かございますか。

坂下委員

資料35ページの許可等の条件の中で、雑魚刺し網だと思いうけれども(5)採捕の禁止に、たら、ずわいがに、にぎす、いか、かれい、めばる類、さば、たい及びぶりを採捕してはならないと書かれているが、一体、何を獲るのか。

何を対象として、刺し網の許可を出しているのか。

ここに書かれていない魚種は、あじといわしくらいしかないと思うが。

沢田課長補佐 具体的に、何を獲っているか確認してみないとわからないのですが。

坂下委員 この許可は何を獲る漁業か。書いていないのは、あじといわしくらいしかないのではないか。

沢田課長補佐 何を獲っているか、調べて回答したいと思います。よろしいでしょうか。

坂下委員 制限される魚種が多すぎて、ちょっと厳しいのではないのか。

沢田課長補佐 輪島の方では、他の地区と比較して、たい、ぶり、めばる、かれいを獲る別の刺し網の許可があり、規制の魚種に含まれていません。

福嶋局長 この許可は最後にできたものなのです。その前に、たらやめばる、かれいという許可があって、その許可と区別して、後に出されたものです。

坂下委員 それは、わかるが、何を獲る網なのかなというところで聞いた。ほとんど、獲ったらだめでということになるが。

福嶋局長 岸寄りで獲れるきすだとか、雑魚と書いてあるように、それ以外ならなんでもいいですよということで、成立した漁業です。

坂下委員 わかりました。

稲村会長 いいですか。

福嶋局長 後で調べて、報告させていただきます。

稲村会長 他に何かございませんか。

[意見等無し]

稲村会長 他になれば、事務局からお願いします。

大内局次長 次回の委員会につきまして連絡します。  
次回は3月15日(火)13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしく願いいたします。  
また、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲村会長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_